



引っ越しシーズン 必要

3月は引っ越しのシーズンです。市外への転出、市外からの転入、市内での転居の際に必要な手続きをお知らせします。手続きは各庁舎窓口で一括して届出ができます。

市民課 TEL26-1111
大内窓口 TEL25-2111
引田窓口 TEL33-2500

主な手続き	届け出の内容	
	転出	転入
転出・転入 ・転居届	<p>転出届(あらかじめ届出ができます) 持本人確認書類(運転免許証など)</p>	<p>転入届(転入してから14日以内) 持前住所地の転出証明書、本人確認書類(運転免許証など)、通知カード、マイナンバーカード(住基カード含む)</p>
国民健康保険 後期高齢者医療保険	<p>転出届提出時にご案内します。 持被保険者証、マイナンバーカードか通知カード(国保は世帯主も)、本人確認書類(運転免許証など) また、就学のために転出する学生は、申請により本市の保険証が発行できます。 持在学証明書か学生証、印鑑</p>	<p>転入届提出時にご案内します。</p>
国民年金	<p>第1号被保険者(自営業の人、学生など) →転出先で手続きをしてください。</p> <p>第3号被保険者(会社員の被扶養配偶者など) →配偶者の勤務先を通じて、住所変更の手続きをしてください。</p> <p>公的年金を受給している人 →転出先で住所変更届を提出してください。</p>	<p>第1号被保険者 →年金手帳を提示し、第1号被保険者であることを窓口に伝えてください。持年金手帳</p> <p>第3号被保険者 →配偶者の勤務先を通じて、住所変更の手続きをしてください。</p> <p>公的年金を受給している人 →住所変更届を提出してください。</p>
児童手当	<p>受給者が転出すると、本市での児童手当の受給資格が消滅しますので「受給事由消滅届」を提出してください。 転出先で受給するには、転出予定日から15日以内に、転出先へ「認定請求書」を提出してください。</p>	<p>前住所地でもらった転出証明書に記載の転出予定日から15日以内に認定請求をしてください。 持印鑑、受給者名義の通帳、受給者の健康保険証、受給者と配偶者の所得課税証明書、受給者と配偶者の個人番号がわかるもの ※その他の書類が必要になる場合があります</p>
児童扶養手当	<p>住所変更の手続きが必要です。 持児童扶養手当証書、(手当が全部停止の場合は証書はありません)、印鑑 ※転出先で新規に認定請求する場合は、転出先にお問い合わせください。</p>	<p>前住所地から引き続き受給資格のある人と、本市で新たに認定請求する人では必要書類が異なります。 詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。手続きは子育て支援課へお越しください。</p>
介護保険	<p>要支援・要介護認定を受けている人は、本市で受けていた要支援・要介護認定を転出先へ引き継ぐために「介護保険受給資格証明書」を交付します。 持介護保険被保険者証、介護保険負担割合証</p>	<p>要支援・要介護認定を受けている人は、転入後14日以内に転入前の市区町村で交付された「介護保険受給資格証明書」を提出してください。 持介護保険受給資格証明書(65歳未満の人は医療保険証も必要です)</p>
障害者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	<p>転出先の市区町村で住所変更の手続きを行ってください。その際、各種障害者手帳と印鑑が必要です。</p>	<p>住所変更の手続きが必要です。持各種障害者手帳、印鑑、写真(精神福祉手帳、療育手帳所持者が県外から転入時)</p>
上水道・下水道	<p>使用をやめる手続きが必要です。 給水異動届を提出してください。 (使用をやめる3日前まで) 持印鑑 ※家主、使用者、用途が変わる場合も必要です。 また、下水道は別途排水処理施設使用開始(休止廃止)届と汚水排水量認定基準異動届の提出が必要です。</p>	<p>使用を始める手続きが必要です。 給水異動届を提出してください。 (使用を始める3日前まで) 持印鑑、口座振替を希望の場合は通帳と届出印 ※下水道は別途排水処理施設使用開始(休止廃止)届と汚水排水量認定基準異動届の提出が必要です。</p>